

一般社団法人日本形成外科学会バナー規程

平成 25 年 3 月 制定

令和 3 年 10 月 改定

令和 4 年 10 月 改定

第 1 条（総則）

広告を掲載依頼する企業及び団体（以下甲という）と一般社団法人日本形成外科学会（以下乙という）とは、本規程に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第 2 条（規程の有効性）

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規程を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規程が有効であることを確認する。

第 3 条（広告配信の拒否）

下記のような、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているサイト。
4. 違法な内容を含むサイト。
5. パスワードなどにより、一般に公開されていないサイト。
6. 公序良俗に反するサイト。
7. 乙に不利益をもたらす恐れのあるサイト。
8. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したサイト。

第 4 条（バナー広告の改変）

甲は、乙の配布した広告表示用の HTML コードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第 5 条（バナー広告の掲載）

広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第 6 条（広告配信の停止と広告掲載料支払停止の権利）

甲が本規程及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、広告配信の停止、並びに広告掲載料の支払いを拒否することができる。

第7条（免責事項）

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第8条（規程の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規程も、甲と乙の間の一切の關係に適用されるものとする。

第9条（規程の有効期間）

本規程は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第10条（登録内容の変更）

甲は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11条（準拠法）

本規程は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

第12条（改廃）

本規程の改廃は、渉外・広報委員会において行う。

附則（甲に該当する団体）

本学会総会・学術集会、基礎学術集会、日中形成外科学会、日韓形成外科学会、直接関連する2階建て専門医制度をもつ日本頭蓋顎顔面外科学会、日本創傷外科学会、日本美容外科学会(JSAPS)、日本熱傷学会、日本手外科学会の各年次学術集会、およびこれらの学会に直接関連する国際学会についてはバナー広告を無料で申し込むことができる。

その他日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で認定されている全国的な学会および研究会で、形成外科専門医である本学会員が年次学術集会を主催する団体の責任者である場合は、規定の料金にてバナー広告を申し込むことができる。

原稿規程

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIFのいずれかを作成。
2. バナーサイズ：左右220pix × 天地50pix（上記無料で申し込むことのできる、学術集会および左記以外のサイズをご希望の場合は、別途ご相談ください。なお、学術集会は左右306pix × 天地50pixでも掲載可能です）
3. ファイルサイズ：100KB未満厳守
4. アンダーテキストは設定できません。

※掲載料：年単位料金 100,000円／年
月単位料金 10,000円／月

申込み

申込書に必要事項を記入の上、メールまたはファックスにてお申し込みください。

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com

申込先 一般社団法人日本形成外科学会 行

FAX: 03-5291-2176

年 月 日

一般社団法人日本形成外科学会
インターネット 広告申込書

申込みバナー数 点

以上の通り、ホームページに広告を掲載いたします。

御社社名又は団体名

住所

部署名

ご担当者名

TEL

FAX

E-mail

希望リンク先

掲載期間

月

日

より

ヶ月

【申込み先】

一般社団法人 日本形成外科学会

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル9階

TEL: 03-5291-6231 FAX: 03-5291-2176

E-mail: jsprs-office01@shunkosha.com